

高知県中小企業等デジタル化促進事業費補助金交付要綱新旧対照表

新	旧
高知県中小企業等デジタル化促進事業費補助金交付要綱	高知県中小企業等デジタル化促進事業費補助金交付要綱
第 1 条～第 14 条（略）	第 1 条～第 14 条（略）
附 則	附 則
1 この要綱は、令和 3 年 3 月 23 日から施行する。	1 この要綱は、令和 3 年 3 月 23 日から施行する。
2 この要綱は、 <u>令和 8 年</u> 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条第 4 号、第 9 条第 3 項、第 10 条及び第 13 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。	2 この要綱は、 <u>令和 7 年</u> 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条第 4 号、第 9 条第 3 項、第 10 条及び第 13 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
附 則（略）	附 則（略）
<u>附 則</u> <u>この要綱は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。</u>	
別表第 1 ～第 2 （略）	別表第 1 ～第 2 （略）